

改正消費生活用製品安全法等の概要

経済産業省製品安全課

I 消費生活用製品安全法等一部を改正する法律

令和6年6月19日に「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律」が成立し、同月26日に公布された（令和6年法律第67号）。本法律は、インターネット取引の拡大に伴い、オンラインモール等の取引デジタルプラットフォーム（以下「取引DPF」という。）によって海外から直接販売される製品の安全確保や子供用の製品による事故の未然防止を通じ、消費者が製品を安全に使用できる環境を整備するものである。

II 製品安全行政の概要

消費者を製品事故の危険性から守るための製品安全行政は、製品安全4法（消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）による規制や、消費者への製品事故やリコール製品等に関する情報提供や製品の使用に当たっての注意喚起、サプライチェーンを構成する事業者全体（製造事業者・輸入事業者、流通事業者、販売事業者、オンラインモール事業

者等）で製品安全レベルを高めるための自主的な取組と、それらを評価・表彰する「製品安全対策優良企業表彰（PSアワード）」等を通じた支援など、幅広い取組を通じて行われている。

その中でも、製品安全行政の根幹である製品安全4法では、消費生活用製品の市場投入前に、技術基準への適合等を求める「事前規制」と、市場投入後に、事故への対応やリコール等を求めるといった「事後規制」の2つの側面から措置を行っている。

市場投入前の事前規制については、製品安全4法はいずれも共通の構造となっている。すなわち、①危害のおそれがある製品等（PSマーク対象製品）について、製造事業者・輸入事業者に対して、国が定める技術基準への適合を義務付け、②製造事業者・輸入事業者は、技術基準への適合を確認した場合にPSマークを付することができ、③製造事業者・輸入事業者を含む販売事業者等は、PSマークの付されていない対象製品を販売・陳列できないこととしている。④その上で、技術基準への不適合等により消費者への危害が発生・拡大することを防止する必要がある場合等には、製造事業者や輸入事業者に対し、表示の禁止や危害防止命令を発動することが可能という内容となっている。

一方、市場投入後の事後規制は、消費生活用